

参考資料

浦安市国際交流推進関係団体補助金交付要綱（昭和63年告示第40号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において国際交流推進関係団体とは、浦安市民をもつて組織され浦安市の国際化と国際親善に積極的に貢献する次の団体をいう。</p> <p>(1) 浦安市国際交流協会</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>3,680,000円以内</u>で市長が適当と認めた額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、公示日から施行する。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において国際交流推進関係団体とは、浦安市民をもつて組織され浦安市の国際化と国際親善に積極的に貢献する次の団体をいう。</p> <p>(1) 浦安市国際交流協会</p> <p><u>(2) 浦安在住外国人会</u></p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>第2条第1号の団体にあつては3,680,000円以内、同条第2号の団体にあつては400,000円以内で、それぞれ市長が適当と認めた額とする。</u></p>